# ネクサス・わかば

## 短期入所 料金表

### １．施設利用に関する利用料金

総単位数（基本サービス費＋各種加算）×10.18 円（1 単位あたりの費用額）が総費用額（小数点以下切捨）となり、基本的には９０%が代理受領額、１０%が自己負担額となります。

①基本サービス費（福祉型・介護給付費）

※請求額に関しては小数点以下の端数もあるため参考値となります

ⅰ障がい者（短期入所のみを利用する場合）

| 請求区分 | 職員配置 | 請求単位（単位/日） | 請求額（円／日） |
|---|---|---|---|
| 区分６ | ６：１ | 923 | 9,396 |
| 区分５ | ６：１ | 784 | 7,981 |
| 区分４ | ６：１ | 648 | 6,596 |
| 区分３ | ６：１ | 583 | 5,934 |
| 区分１・２ | ６：１ | 509 | 5,181 |

ⅱ障がい者（日中活動系サービスを併せて利用する場合）

| 請求区分 | 職員配置 | 請求単位（単位/日） | 請求額（円／日） |
|---|---|---|---|
| 区分６ | ６：１ | 602 | 6,128 |
| 区分５ | ６：１ | 527 | 5,364 |
| 区分４ | ６：１ | 318 | 3,237 |
| 区分３ | ６：１ | 240 | 2,443 |
| 区分１・２ | ６：１ | 173 | 1,761 |

ⅲ障がい児（短期入所のみを利用する場合）

| 請求区分 | 職員配置 | 請求単位（単位/日） | 請求額（円／日） |
|---|---|---|---|
| 区分３ | ６：１ | 784 | 7,981 |
| 区分２ | ６：１ | 615 | 6,260 |
| 区分１ | ６：１ | 509 | 5,181 |

ⅳ障がい児（日中活動系サービスを併せて利用する場合）

| 請求区分 | 職員配置 | 請求単位（単位/日） | 請求額（円／日） |
|---|---|---|---|
| 区分３ | ６：１ | 527 | 5,364 |
| 区分２ | ６：１ | 279 | 2,840 |
| 区分１ | ６：１ | 173 | 1,761 |

・地域生活支援拠点等に該当するため、利用者全員について利用を開始した日において要件に応じ加算を算定します

②各種加算

（令和８年６月現在、　　部の加算は全ての利用者を対象に算定しています。その他の加算については該当される場合のみの算定となります）

| 加算項目 | | 請求単位（単位/日） | 請求額（円／日） |
|---|---|---|---|
| 1 | 短期利用加算 | 30 | 305 |
| 2 | 単独型加算 | 320 | 3,257 |
| 3 | 地域生活支援拠点加算 | 100 | 1,018 |
| | 地域生活支援拠点加算（一定要件） | 300 | 3,054 |
| 4 | 栄養士配置加算 | 22 | 223 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 5 | 利用者負担上限額管理加算 | 150 | 1,527 |
| 6 | 食事提供体制加算 | 48 | 488 |
| 7 | 重度障害者支援加算Ⅰ | 50 | 509 |
| 8 | 重度障害者支援加算Ⅱ | 30 | 305 |
| 9 | 送迎加算 | 186 | 1,893 |
| 10 | 緊急短期入所受入加算Ⅰ | 270 | 2,748 |
| 11 | 定員超過特例加算 | 50 | 509 |
| 12 | 重度障害児・者対応支援加算 | 30 | 305 |
| 13 | 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰロ | 月の総単位数×193／1,000（単位） | |

1. 利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について、1 年につき 30 日を限度として 1 日につき算定する
2. 入所施設等以外の事業所においてサービスを提供した場合
3. 市町村により地域生活支援拠点として位置付けられている事業所。加えて一定要件を満たしている利用者についてはさらに 200 単位を追加
4. 管理栄養士を 1 名以上常勤で配置し、利用者の食事管理を適切に行っている場合
5. 事業所が利用者負担額合計の管理を行った場合
6. 収入が一定以下の利用者に対し、事業所が食事を提供した場合
7. 障害支援区分 6 かつ行動関連項目 10 点以上の方に対しサービスを提供した場合
8. 障害支援区分 4 以上かつ行動関連項目 10 点以上の方に対しサービスを提供した場合
9. 居宅等と事業所との間の送迎を行った場合（片道毎）
10. 居宅において、その介護を行う者の急病等の理由により緊急的にサービスを提供した場合（理由により 7～14 日を限度とする）
11. 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、規定する利用者の基準を超えてサービス提供を緊急に行った場合（10日を限度として、1日につき算定する。その間、定員超過利用減算は適用しない）
12. 障害支援区分５若しくは６又は障害児支援区分３の利用者の数が当該日の１００分の５０以上である場合、全員に加算
13. 福祉・介護職員の賃金改善等について一定の基準に適合する取組みを実施している場合

※利用者負担の上限について

原則として総費用の１割が利用者の負担となりますが、世帯の所得に応じて１ヶ月あたりの上限額を定め、負担が重くならないようにしています。また受給者証に「新潟市利用者負担軽減措置制度対象者」と記入されている場合は新潟市独自の軽減措置により、利用者負担額が２割軽減されます。
尚、支給量を超えた分は全額自己負担にて徴収させていただきます。

| 所得を判断する際の世帯の範囲 | |
|---|---|
| 種　別 | 世帯の範囲 |
| １８歳以上の障がい者（施設に入所する１８、１９歳を除く） | 障害のある方とその配偶者 |
| 障がい児（施設に入所する１８、１９歳を含む） | 保護者の属する住民基本台帳での世帯 |

| 区　分 | 対　象　者 | 負担上限月額 |
|---|---|---|
| 生活保護 | 生活保護世帯 | ０円 |
| 低所得 | 市民税非課税世帯 | ０円 |
| 一般１ | 市民税課税世帯<br>（年収概ね 890 万円以下） | ９,３００円（障害者）<br>４,６００円（障害児） |
| 一般２ | 一般１以外の課税世帯 | ３７,２００円 |

## ２．食費及びその他のサービスに関する料金

以下については、料金として実費を頂きます。尚、急なキャンセルによっては、実費を徴収させていただく場合がございます。

| | |
|---|---|
| 食事代<br>（　）内は食材料費 | 朝食　600 円（400 円）昼食・夕食　800 円（500 円）<br>（食事提供体制加算対象者は（　）内食材料費のみの負担） |
| おやつ代 | 150 円／食 |
| 光熱水費 | 380 円／日 |
| 日常生活上必要な諸費用 | 実費 |

令和８年６月１日現在